

居安思危

なんこく防災くんの防災情報 10

土砂災害から身を守るため

8月20日の豪雨により、広島市で大規模な土砂災害が発生し、多くの尊い命が失われました。

土砂災害に警戒の必要な「土砂災害警戒区域」は、市内でも北部山間部や平野部の山際を中心に433カ所指定されています。しかし、「土砂災害警戒区域」に指定されている区域でも、適切な避難行動を取ることで、土砂災害から被害を免れることができます。

下記の情報を活用して、いざというときの避難行動に繋がってください。



なんこく防災くん

命を守る3つのポイント

- ①住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」かどうか確認する
 南国市「土砂災害警戒情報の指定のお知らせ」
http://www.city.nankoku.lg.jp/life_dtl.php?hdkey=1587
- ②雨が降りだしたら避難勧告や土砂災害警戒情報に注意する
 気象庁【土砂災害警戒情報】
<http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>
 高知県防災砂防課【土砂災害警戒情報解説】
<http://202.254.164.160/uryou/description.htm>
- ③土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難行動を起こす
 気象庁【知識・解説】
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuknowledge.html>

避難行動とは

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」のことです。

- 具体的には、以下のすべての行動が避難行動です。
- ①指定避難所・避難場所（公民館・学校など）への移動
 - ②公園や親戚・友人の家など、安全な場所への移動
 - ③近隣の高い建物などへの移動
 - ④自宅の2階など、建物内の安全な場所への移動

＜出典＞

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府・平成26年4月）

※お問い合わせは、危機管理課（☎880-6575）まで

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

保険料詐欺にご注意ください！

最近、年金事務所や市役所などの職員をかたがたに、国民年金保険料を搾取される被害が全国的に発生しています。南国市においても、先日右記のような事例がありましたのでご注意ください。

銀行口座番号を電話で聞いたり、振込を指示することは絶対にありません！

怪しいと感じたら、現金を振り込まず、下記へお問い合わせください。

※お問い合わせは
 日本年金機構本部 お客様の声受付担当
 *音声に従って「2」を押してください。
 (☎03-5344-1100)
 南国年金事務所
 (☎864-1111) まで

【青色(水色)封筒の返送確認】

「〇月頃に、青色(水色)の封筒を送りましたが、返送しましたか」と電話で言われ、銀行名や口座番号を聞かれた。

電話で受け答えをしていた方は、この時点で不審に思い口座番号などを答えなかったため、被害はありませんでした。

実際に被害に遭った事例では、ATM(現金自動預け払い機)に行って現金を振り込むよう指示されるようです。

国保だより

69歳以下の高額療養費自己負担限度額が変わります(70歳以上の方の自己負担限度額は変更ありません)

平成27年1月から、69歳以下の方の高額療養費の自己負担限度額が下表のように変更になります。所得要件が細分化されることにより、これまでよりも所得に応じた医療費の負担軽減が行われるようになります。

現在すでに限度額認定証をお持ちの方は、新しい限度額認定証を12月末にお送りする予定です。限度額認定証をお持ちでなく必要な方は、印鑑を持参して市民課国保係で申請してください。

◆69歳以下の方の自己負担限度額(月額)◆

【平成26年12月まで】			【平成27年1月から】		
区分	所得要件	自己負担限度額	区分	所得要件	自己負担限度額
A	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円 + (総医療費-500,000円) × 1% (多数該当: 83,400円)	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1% (多数該当: 140,100円)
			イ	基礎控除後の所得 600万円超~ 901万円以下	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1% (多数該当: 93,000円)
B	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% (多数該当: 44,400円)	ウ	基礎控除後の所得 210万円超 ~600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% (多数該当: 44,400円)
			エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 (多数該当: 44,400円)
C	住民税非課税	35,400円 (多数該当: 24,600円)	オ	住民税非課税	35,400円 (多数該当: 24,600円)

*多数該当とは、過去12カ月以内に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降が該当します。

*区分は、世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額により決定されます。未申告者のいる世帯は「ア:基礎控除後の所得901万円超」とみなされることがあります。

※お問い合わせは、市民課国保係(☎880-6555)まで